

令和7年 第1回能勢町総合教育会議 会議録

1. 開会日時及び場所

日時：令和7年3月14日（金）午後1時00分～

場所：能勢町役場 本館第1会議室

2. 出席者

町長 岡田 正文 教育長職務代理者 泉 孝英

委員 市村 依子 委員 中澤 安弘 委員 的場 麻子

3. 事務局職員出席者

総務部長 藤原 伸祐 総務課長 熊手 俊行 秘書人事担当係長 濱 和也

4. その他出席職員

教育次長 百々 孝之 学校教育総務課長 古畑 まき

5. 議事の次第

熊手課長

定刻となりましたので、ただいまより「令和7年 第1回能勢町総合教育会議」を開催します。

教育委員の皆様には、公私何かとご多用のところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。本日の会議につきましては、能勢町総合教育会議設置規則第3条の規定により、町長が招集させていただくこととなっております。

開会に当たり、主宰者であります岡田町長よりご挨拶をお願いします。

岡田町長

皆さま、こんにちは。令和7年第1回能勢町総合教育会議を開催させていただきましたところ委員全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今年の冬は非常に寒いと言われており、大寒を過ぎてから厳しい寒さが続いておりましたが、本日ようやく寒さも緩んできたと感じるところです。反面、太平洋側では大きな火災に見舞われ非常に心悩むところがございますけれども、町内では今のところ大きな災害が発生しておらず安心するところです。

また、午前中には能勢ささゆり学園の第3回卒業式が行われ、委員の皆様にもご出席いただきありがとうございました。卒業式の厳粛な空気に包まれ、身の引き締まる思いが致しますとともに、改めて卒業式は良いものだと感じたところです。

教育委員の皆様におかれましては、半年間にわたり教育長不在というなかで大変なご負担をお掛けしておりましたが、今月6日に教育長並びに新たな教育委員の任命について議会でご同意をいただきましたので、教育長は4月から着任いただくところです。よろしくお願いいたします。

的場様におかれましては4年間にわたり本町の教育行政の推進に多大

なるご尽力を賜りました。改めまして感謝申し上げますとともに、今後とも能勢町発展のためにお力添え賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

懸念しております、放課後児童クラブにつきましては、待機児童が 17 名となっております。所管につきましては福祉部局ではありますが教育委員会・学校と一体となった活動でもあります。人的な問題と場所的な問題がございますが、場所の問題につきましては学校施設の利用について予めよりお願いさせていただいております。何卒ご協力を賜りたいと思います。

本日、わたくしが町長に就任後、初めての総合教育会議となります。不行き届きな点があるかと思いますが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

熊手課長

本日は、能勢町教育大綱につきましてご協議いただく予定をしております。それでは、この先の議事進行に関しましては、能勢町総合教育会議運営要綱第 2 条の規定に基づき、議長である岡田町長にお願いします。

岡田町長

それでは、次第に基づき議事を進めたいと思います。

まず、能勢町総合教育会議運営要綱第 5 条の規定に基づき、議事録の署名委員を指名いたします。

本会議の議事録署名委員については、中澤委員、泉委員にお願いします。

それでは次第に従いまして、事務局から説明をお願いします。

藤原部長

総務部長の藤原です。よろしくお願い申し上げます。

資料裏面をご参照ください。上段に記載しております地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 2 項において、「地方公共団体の長は、大綱を変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとする。」と定めております。この定めに従いまして今般皆様にご協議させていただくものです。

1 ページをお願いします。変更しようとする内容は 1 点です。第 1 はじめにの 2 能勢町教育大綱の下段、なお書き以降ですが、「この教育大綱の対象期間は、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間です。」ということでございます。

変更前につきましては、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間と記載しておりました。この大綱については、令和 4 年 3 月に策定し、本年 3 月までの 3 年間を対象期間としており、本来であれば今年度中に新たな教育大綱を策定すべきところですが、教育基本法にも規定のとおり、国の教育振興基本計画を参酌し、当該地域の実情に応じ定めるよう努めることと規定があります。そのことから、教育大綱につきましては、本町の教育振興の柱となる計画と位置づけられるものであり慎重かつ丁寧な議論が求められるところです。

しかしながら、現在のところ教育長が不在であります。より望ましい協議や議論を深める場を設けた上で協議をしていただくことが筋であると考えておりますことから、対象期間を令和 7 年度までの 4 年間ということ

で1年間延長させていただきたいとするものであります。なお、教育長が就任されました後には、改訂に向けまして、すみやかに協議を行う予定としております。

説明については以上でございます。ご協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

岡田町長

事務局から説明がありましたとおり、本来は令和7年度を起点とした新たな大綱を策定すべきところではありますが、4月1日から新たに教育長が着任されますので少しお時間をいただきまして、教育大綱の策定に向け教育長とも協議させていただきたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

岡田町長

本件につきまして、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

市村委員

第6次能勢町総合計画は何年から何年の間を対象期間としているのか教えてください。

藤原部長

令和4年度から令和13年度までとなっております。基本的な方向性としましては、第6次総合計画を基にしており、内容については大きく変わることはありません。変更する点については、2ページ上段のテーマのところですが「里山未来都市の創造を担う教育の探求」と言った部分がメインになってくるかと思えます。

第3の教育方針につきましては、国の指針に基づいておりますので大きな変更はないと思いますが、町長の今後の教育に関する思いを込めて若干の修正を行う可能性はあるものと考えております。

中澤委員

教育大綱の対象期間が3年から4年に延長というご説明をいただきましたが、教育大綱の期間について決まりがあるのでしょうか。

藤原部長

基本的には、町長部局と教育委員会部局で決定することになりますので、他の事例を見ておりますと首長の任期に合わせたケースが多いように思います。

熊手課長

法律的な決まりは無いと思います。一般的には3年とか4年という期間が多いと思います。

岡田町長

令和4年度から総合計画の期間が始まり、それに基づいて大綱が制定されておりますので、大筋は総合計画に基づくことから変更はないのですが、各年度や3年とか4年のスパンにおけるテーマについては、私も提案させていただきたいと同時に教育長も自分なりの意見を申し上げたいとの方針でございますので、今回は1年延長させていただき、じっくりと考えさせていただきたいと思えます。過去にも4年のスパンにさせていただいたことがあると聞いております。今回、1年間延長させていただき来年には完璧なものを作っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

委員	了承
岡田町長	それでは、ご意見等ないようですので事務局に進行をお返しします。
熊手課長	ありがとうございました。本日予定しておりました議事は以上でございます。せっかくの機会ですので、「その他」として、何かお気づきの点やご意見等ありましたらよろしくお願いします。
全員	特になし
岡田町長	4月に入りましたら策定に着手し、協議の場を設けさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
熊手課長	それでは、以上で令和7年 第1回能勢町総合教育会議を終了します。ありがとうございました。

(閉会 午後1時13分)

上記は、会議の経過（要旨）を記したものであり、これを証するためここに署名する。

委	員	泉 孝英
委	員	中澤 安弘